

お知らせ

ワシントン条約：パナマ野生動物標本に対しての輸入の手続について

2025 年 8 月 27 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2025 年 6 月 19 日付けでパナマの野生動物標本の輸入に関するパナマ管理当局からの要請(No. 2025/079)が発出されました。

No. 2025/079

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-079.pdf>

パナマの野生動物標本を日本へ輸入する場合は、パナマ管理当局に日本管理当局から事前に連絡をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】パナマ管理当局からの要請(No. 2025/079)について一部抜粋(仮訳)。

- ・パナマは、野生から採取された野生動植物標本に対してゼロ輸出割当を維持していると通知している。
- ・この措置は、科学的、個人的、医療、教育、法執行などの目的の取引には免除されるが、これらの取引は適切な許可を取得する必要がある。
- ・ゼロ割当は、必要な種に対して非有害性の調査が行われるまで続けられる。
- ・パナマは、全ての締約国に対し、許可の有効性や合法性を確認するために、CITES 管理機関に連絡するよう締約国に促している。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723